

で規定されるクラブ会員で構成される地区ガバナー・キャビネットを設ける。ただし各地区のガバナーは、自分の任期中にリジョン・チェアパーソンの役職を活用するかどうか定める権限を持つ。活用されなかった場合には、リジョン・チェアパーソン職はその地区ガバナーの任期中、空席となる。それぞれの地区(単一、準、複合)は、その会則及び付則の中に、選出される第一及び第二副地区ガバナーの規定を加えなければならない。各職責は国際理事会によって定められる。所属クラブが存在するリジョン又はゾーンのクラブ会員だけが、そのリジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンとして選出又は任命されるものとする。

第8項。 **キャビネット会議**。地区キャビネットの会議は、それぞれの会則で定められる規則に基づいて開かれる。これらの会議では、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、地区ガバナーの任期中にリジョン・チェアパーソン職が活用された場合にはリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計(又は幹事兼会計)に投票権が与えられ、地区(単一、準、複合)会則及び付則が定める他の構成員に投票権を与えることもできる。

第9条 地区大会及び選挙

第1項。 **地区(単一、準、複合)大会**。各単一地区及び準地区は、年次国際大会開会日の30日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各複合地区は、年次国際大会開会日の15日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各単一地区及び準地区は、本付則又は会則に定められる通りに地区ガバナーを選出しなければならない。複合地区大会で準地区代議員の会合が開かれた場合には、本項の他の規定に沿っていれば、それを準地区大会とみなすことができる。各大会の開催日及び開催地は、それぞれ単一地区、準地区、並びに複合地区の会則の規定に従って決められる。

第2項。 **地区大会の権限**。地区大会(単一、準、複合)は、本協会の会則及び付則に沿っている限り、あらゆる事項について適切な決断を下すことができ、単一地区及び複合地区の大会で国際協会への提案事項を決議することができる。

第3項。 **クラブ代議員方式**。協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングであ

る各正クラブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を地区大会(単一、準、複合)に出席させることができる。ただし各クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。さらに各地区(単一、準、複合)は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区内クラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項で言う過半の端数とは、5人以上のことである。新しく結成されたクラブ及び大会開会前に新会員を加えたクラブのためには、国際本部で記録された日に少なくとも1年と1日クラブに在籍していた会員数に基づいて、代議員の数が定められる。クラブは、それぞれの大会の議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができる。

第4項。 **地区ガバナー立候補の資格。**地区ガバナーの候補者は、

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を

- 受け、
- (c) 現在、所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
 - (d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。

第5項。 **地区の立候補手続き条件。** 国際役員立候補表明の時期と方法に関する手続き、並びに候補者推薦に必要な投票数については、それぞれの単一地区又は複合地区の会則及び付則で定めることができるが、国際役員候補者のために本会則で規定されている以外の条件を加えてはならない。又ここでいう手続きには、協会の各年度内に満たすことのできない条件を含んではならない。

第6項。 **地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順**

- (a) **地区ガバナー。** 地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならない。地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投

票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。

その他の手順等に関しては、その地区(単一、準、及び複合)の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国際協会駐在員が国際本部に報告する。報告された選挙結果は、国際理事会に提出される。すべての地区ガバナー選挙結果は、理事会方針書に定められる国際理事会の規定に従って抗議が提出されるか又は法的行為が取られた場合を除き、国際理事会で採択され、有効となる。抗議又は法的行為があった場合、地区ガバナーの任命又は選挙は国際理事会の決議次第となる。

地区が有資格の地区ガバナーを選出しなかった場合、または選出された地区ガバナーエレクトがその任期開始前に死亡するか就任を拒絶したか、あるいは病気その他の理由のため就任が不可能であると国際理事会がみなした場合、あるいは地区ガバナー選挙に対する抗議又は法的行為のために空席が生じた場合には、本付則又は会則に定められる時期及び手順に準じて、同項に定められる任期のために、国際理事会が地区ガバナーを任命することができる。

- (b) **第一副地区ガバナー。**第一副地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならない。第一副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第一副

地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第一副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区(単一、準、及び複合)の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第一副地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第一副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区の第二副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合のみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合のみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしているクラブ会員は誰でも上記(3)項の条件を満たしているものとする。

- (c) **第二副地区ガバナー。**第二副地区ガバナー選挙は無記名投票で行われなければならない。第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計

数の半分以上の数を意味する。第二副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第二副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区（単一、準及び複合）の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第二副地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び（又は）国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第二副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員として更に2年以上務め、かつ
 - (b) ゴーン・チェアパーソン又はリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事及び（又は）会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。
 - (c) 上記のいずれも、同時に達成さ

せることはできない。

(4) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

- (d) **地区ガバナー／第一又は第二副地区ガバナー空席。**本付則又は会則のもとに地区ガバナー職に空席が生じた場合には、本項(e)に規定される通り、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、第一副地区ガバナーが地区ガバナー代理として地区ガバナーと同じ任務を果たし、同じ権限を持つ。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区(単一、準、複合)の会則及び付則に従って補充される。
- (e) **地区ガバナー空席補充手順。**国際理事会は、選出された地区ガバナーが会則の下に就任する時に先立って、地区ガバナーを任命することができ、その場合に被任命者は、選出されたと同様に扱われ、通常の監査規定が適用される。この任命を行うにあたり、また本付則又は会則の下

に地区ガバナー職の空席を埋めるにあたり、国際理事会は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーのほか、地区内のグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事、並びに元地区ガバナーの全員が出席の案内を受けた会議で採決された推薦があれば、それに拘束されないが、考慮する。この会議は、国際理事会の通達を受けてから15日以内に開かれる。前地区ガバナー、ただし不可能な場合には任務遂行可能な最も近年の元地区ガバナーが、同会議出席の案内をその会議の15日前までに出し、議長として同会議を主宰する。議長は、会議の結果を7日以内に国際理事会に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナー職への任命を受ける候補者となる1人のライオンに1票を投じることができる。

- (f) **新地区の地区ガバナー選挙。**地区が初めて編成された場合、必要な最低限のグッドスタンディングのクラブ数及び会員数に達した後の最初の地区大会で、地区は地区ガバナーを選出することができる。ただし、本付則で定められる地区ガバナー候補者の資格は、そのような地区が設立されてから3年以上経つまで適用されず、正地区になる前の地区のキャビネット構成員を務めたことを、その資格の一部とみなすことができる。

第7項。 **同数得票。**地区ガバナー又は第一及び第二副地区ガバナーの選挙で同数得票となり、その地区会則及び付則に他の規定がない場合には、標準地区会則及び付則の中にある方法で解決する。

第8項。 **地区大会報告。**各単一、準、複合の地区大会閉会後60日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録を国際本部及び地区ガバナーに1部ずつ提出しなければならない。地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない。会計年度終了後60日以内に、その時点における地区キャビネット幹事兼会計又は協議会幹事のいずれか該当者は、終了した会計年度の地区(単一、準、

複合)の分類別収支明細書を、国際本部、地区ガバナー、並びに各地区(単一、準、複合)内のクラブ幹事に1部ずつ送らなければならない。

第10条 地区役員の仕事

第1項。 **複合地区協議会議長**。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
- (d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる仕事を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の仕事を果たす。
- (i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

第2項。 **地区役員**。次の者が地区役員となる。

- (a) **地区ガバナー**。本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、リジョン・チェアパーソン、